

## トド管理基本方針の公表について

水産庁は、漁業とトドの共存を目指した新たなトド管理の考え方を「トド管理基本方針」として取りまとめました。

### 1. 「トド管理基本方針」について

トドは、これまで個体数の回復を考慮しつつ、科学的根拠を踏まえ、漁業法に基づく採捕制限が行われてきました。その結果、近年その個体数は回復してきましたが、一方で、日本海を中心にトドによる漁業被害が深刻化しています。

このため、有識者による検討及び平成26年7月24日に開催した「トド管理の見直しに関する意見交換会」における参加者との意見交換を踏まえ、日本海来遊群に関して漁業とトドの共存を目指した新たなトド管理の考え方を「トド管理基本方針」として取りまとめました。

### 2. 基本方針のポイント

#### 1. 基本的考え方

- (1) トドの絶滅の危険性がない範囲内でトドによる漁業被害を最小化することを目標とする。
- (2) 管理は予防原則に基づくとともに順応的管理の考え方を導入し行う。

#### 2. 管理の目標

10年後に日本海来遊群の個体数が現在の水準の60%となるまで減少させる。

#### 3. 年間のクオータ

平成26～30年度：501頭/年度

年度とは9月から翌年8月までの期間をいう。

### 3. その他

「トド管理基本方針」の全文及び「トド管理の見直しに関する意見交換会」(平成26年7月24日 札幌市)の配布資料は以下のURLから御確認下さい。また、有識者による検討の概要については後日、同URLにて掲載予定としております。

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/sigen/todohigaitaisaku.html>

< 添付資料 >

[トド管理基本方針 \(PDF : 96KB\)](#)

#### 【お問合せ先】

増殖推進部漁場資源課

担当者：楠、百瀬、宮沢

代表：03-3502-8111 (内線6810)

ダイヤルイン：03-3502-8487

FAX：03-3592-1682